

議案第2059号

特殊建築物の敷地の位置について

(建築基準法第51条ただし書による許可)

(南相馬市:株式会社まるさセンター)

1-1建築基準法第51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

※ 特定行政庁：建築基準法を執行する機関（建築主事が置かれている自治体の長）

1-2 その他政令で定める処理施設

(位置の制限を受ける処理施設)

建築基準法施行令第130条の2の2 (抜粋)

法第51条の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

→一般廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項

▶一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設

→産業廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1項一号から十三号の二まで

▶施行令各号に掲げる処理能力を超える施設

【第三、五、十三号の二】 一時間当たりの処理能力が200kgを超える

汚泥・廃油・その他産業廃棄物の焼却施設

【第八号】 一時間当たりの処理能力が100kgを超える

廃プラスチックの焼却施設

1-3 政令で定める規模(制限の緩和)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和) 建築基準法施行令第130条の2の3 (抜粋)

法第51条のただし書きの規定により政令で定める新築、増築、用途変更の規模は、次に定めるものとする。

第1項第一号～第五号省略

第六号 法第51条ただし書きの規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイもしくは□に掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの
イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力
□ 省略

2 産業廃棄物処理施設の設置に必要となる手続

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

- ・施設の技術基準
- ・周辺地域への環境影響
- ・事業者の技能、経理的基礎 など

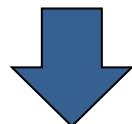
相双地方振興局環境課
において審査中

建築基準法 (第51条)

○都市計画における敷地の位置の決定又はただし書による敷地の位置に関する許可

許可の基本方針 (都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合



産業廃棄物処理施設の設置

3 都市計画上の支障の有無の判断基準

着目点	整合性
1 上位計画(都市計画マスター プラン等)との整合	<ul style="list-style-type: none">・市町村都市計画マスター プランの内容と著しく乖離しないこと。
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・市街化調整区域には、原則として設けないこと。・用途地域は、原則として住居系を避け、工業系とすること。・地区計画等に整合としていること。
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none">・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none">・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。

4 会社及び施設の概要

【会社の概要】

○会社名	株式会社まるさセンター
○代表者	代表取締役 佐藤 光正
○本社所在地	南相馬市原町区上北高平字入道廻125番地1
○事業内容	産業廃棄物中間処理、最終処分業 産業廃棄物収集・運搬業

【産業廃棄物処理施設の概要】

○所在地	南相馬市原町区上北高平字入道廻125番地1の一部 南相馬市鹿島区寺内字横峯301番2
○敷地面積	9, 949. 79 m ²
○建築面積	1, 282. 61 m ²
○延床面積	1, 788. 46 m ²
○処理施設の別	焼却施設
○産業廃棄物の種類	汚泥・廃油・廃プラスチック類・その他
○施設の稼働時間	24時間

5 敷地の位置

国土地理院地図



6 施設概要

産業廃棄物の中間処理施設

- ・廃プラスチック、木くず、紙くず、ゴムくず、纖維くず、動植物性残さ、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、感染性廃棄物、ばいじん、がれき類、動物系固形不要物を処理する施設。
- ・焼却施設として、産業廃棄物の減容化、安定化を行う施設。
- ・これまで産業廃棄物の焼却を行ってきたが、施設の老朽化により建て替えを行う。
- ・それに伴い、焼却炉の入れ替えを行う。
- ・年間処理量 7,000t(上記の混合焼却総量)

7 施設の処理能力

焼却施設

品目	処理能力(前)①	処理能力(後)②	比 (②／①)
汚泥	200kg/h	785kg/h	3.91
廃油	1,117kg/h	1,266kg/h	1.13
廃プラスチック類	483kg/h	819kg/h	1.69
その他	1,350kg/h	1,801kg/h	1.33

※ その他:木くず、紙くず、ゴムくず、纖維くず、動植物性残さ、廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、感染性廃棄物、燃え殻、ばいじん、がれき類、動物系固型不要物

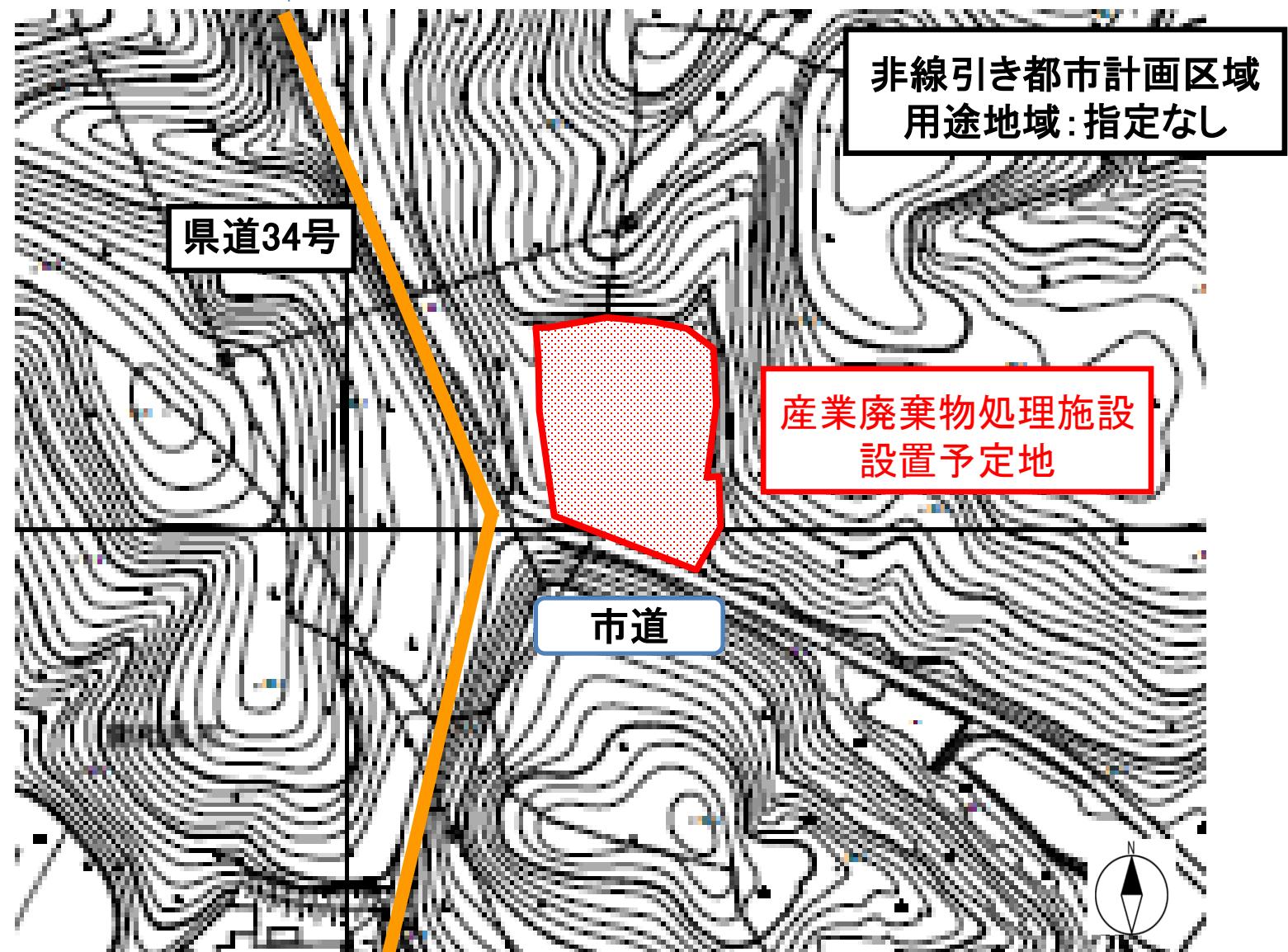
(参考) 許可が必要となる処理能力

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイもしくは口に掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

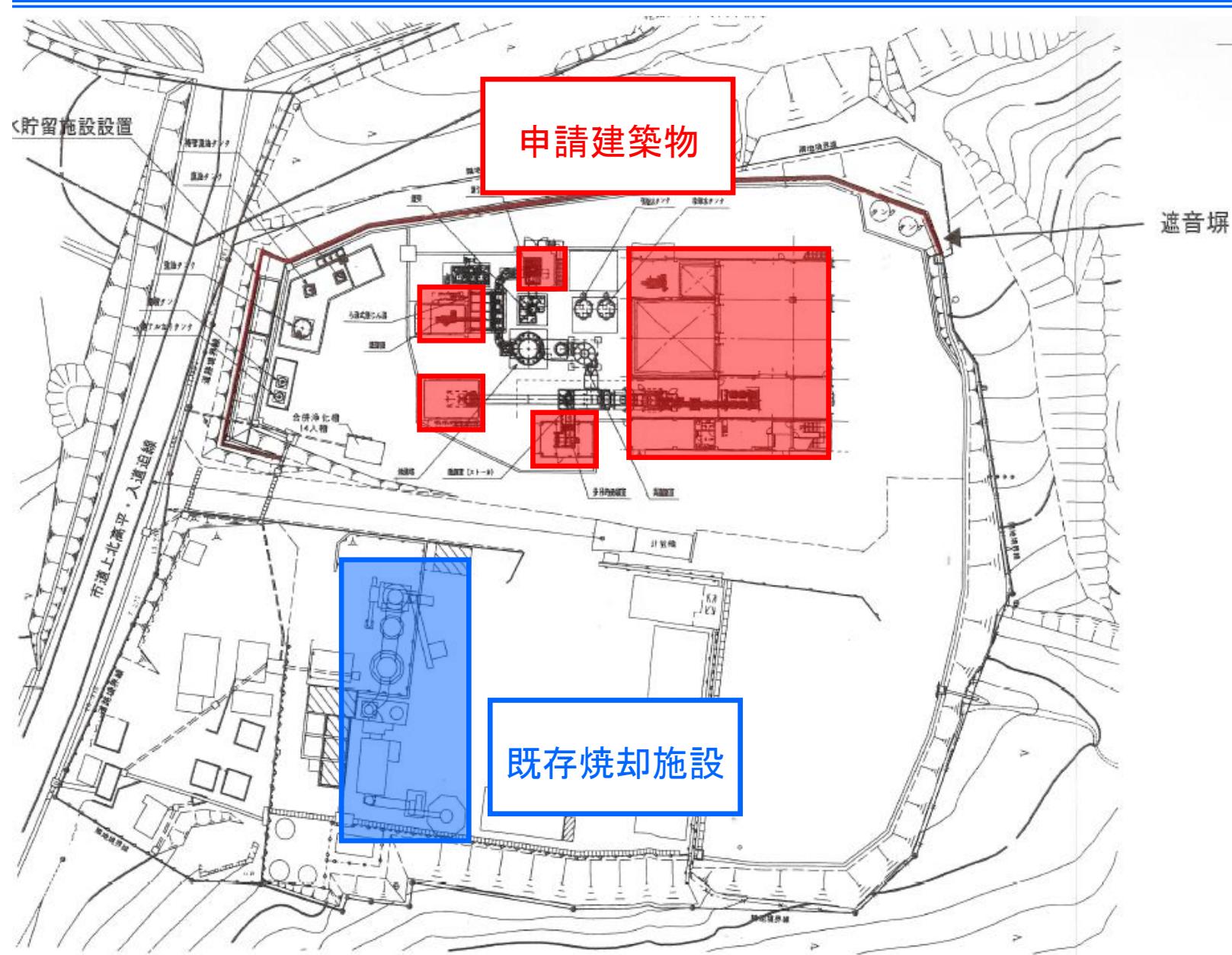
イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

口 省略

8 敷地の状況



8 敷地の状況



9 現地写真

空中写真(国土地理院)より



写真①



写真②



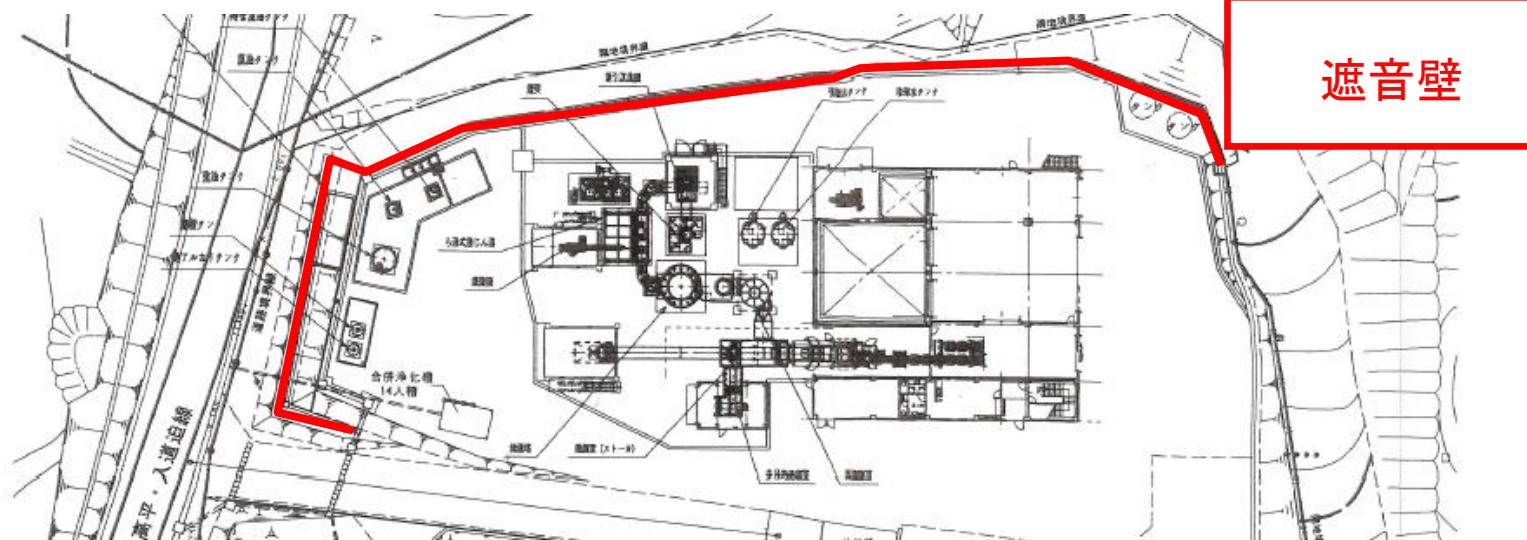
焼却炉
(現在)

写真③



休憩所(除却)

10 周辺環境への対策



- 騒音 : 遮音壁を新設
- 振動 : 機器は低騒音・低振動型とし、建屋内に設置
- 悪臭 : 密閉容器で建屋内に保管
- 水質汚濁 : 廃棄物処理に伴う排水はない
- 放射線 : 受入時、焼却後に放射線量を測定
基準を超える廃棄物は受け入れない
焼却後の線量が環境省基準を超える場合、放射性物質汚染
対処特措法に基づき処分

11 都市計画上の支障の有無

着目点	整合性
1 上位計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・南相馬市都市計画マスタープランにおける土地利用方針との著しい乖離は認められず、周辺環境・既存施設とも矛盾しない。・相馬地方都市計画区域マスタープランにおいて、「施設の効率的な運営を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルを促進するものとする。」と記載があり、それに即していると認められる。
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域の定めのない地域である。・地区計画等について、決定されているものはないことから、土地利用計画上の支障はない。
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該敷地周辺及び近傍には都市計画施設はなく、新たに都市計画道路や都市計画公園など他の都市計画施設の計画はない。
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地及び周辺には、市街地開発事業及び予定区域はない。